

国民健康保険に加入している方の

令和6年1月以降の

産前産後の保険税が 軽減されます



対象者

以下の要件をすべて満たす方

(ア) 令和5年11月1日以降に出産予定・出産した方

妊娠85日（12週）以上の出産が対象（死産、流産、早産及び人工妊娠中絶も含む）

(イ) 産前産後期間(★)に川口市国民健康保険に加入している方

◎令和5年度においては、産前産後期間のうち、令和6年1月以降の期間相当分が減額されます。

出産される方の出産(予定)月の前月から出産(予定)月の翌々月（以下、産前産後期間）までの4カ月間にかかる国民健康保険税（所得割額・均等割額）相当分を年間保険税額から減額します。

* 多胎妊娠の場合は出産(予定)月の3カ月前から出産(予定)月の翌々月までの6カ月間相当分

	3カ月前	2カ月前	前月	産出(予定)月	1カ月後	2カ月後	3カ月後
単胎の方			★	★	★	★	
* 多胎の方	★	★	★	★	★	★	

軽減内容

◎令和5年11月・12月・令和6年1月に出産された場合

産前産後期間(★)のうち、令和6年1月以降の期間相当分だけが減額されます。

(例) 単胎の方	令和5年9月	10月	11月	12月	令和6年1月	2月	3月
令和5年11月出産		★	★	★	★		
12月出産			★	★	★	★	
令和6年1月出産				★	★	★	★



対象者の産前産後期間相当分の国民健康保険税額を、当該年度の世帯全体の保険税額から減額した後、納期別の税額を再計算しますので、**産前産後期間中に納期を迎える保険税額が一律0円となるわけではありません。**

※保険税額が賦課限度額に達している世帯においては、軽減措置を適用しても保険税額が変更されない場合があります。
※税額変更により過納額が生じた場合は、後日還付通知を送付します（2～3カ月程度時間がかかります）。

川口市国民健康保険課資格第1・2係

TEL 048-259-7669（直通）

住所 川口市青木2-1-1
川口市役所第一本庁舎3階6番

軽減適用には届出が必要です。
裏面を確認ください。

軽減には届出が必要です

●必要書類

- ① 母子健康手帳
- ② 国民健康保険証
- ③ マイナンバーカード

またはマイナンバーがわかるもの

※死産・流産・人工妊娠中絶の場合は死産届等医師の証明書(写し可)

●届出方法

オンライン

郵送

国民健康保険課窓口

(川口市役所第一本庁舎3階6番)

※支所・川口駅前行政センターでは受付できません。

●出産予定日の6カ月前から届出ができます。出産後の届出も可能です。

オンライン

郵送

での届出は

右の二次元バーコードまたは川口市ホームページから専用ページにアクセスして確認ください。

川口市 国民健康保険税 産前産後 軽減 検索



よくある質問

●届出について

出産する本人以外が届出をすることは可能ですか？

原則は世帯主の方からの届出となりますが、住民票上同世帯の方であれば、委任状不要で届出が可能です。なお、オンラインでも届出はできますので、ぜひご利用ください。

出産前に届出した出産予定日と、実際の出産日が異なる月となりました。再度届出が必要ですか。

実際に出産した月と出産予定日の月が異なった場合でも、原則、再度届出をする必要はありません。

●軽減対象について

令和5年10月に出産しました。軽減対象になりますか？

申し訳ありません。令和6年1月1日施行の制度であり、令和5年10月以前の出産は令和6年1月以降に産前産後期間がないため対象外です。

出産日の前月は川口市の国保に加入していましたが、出産日時点では川口市国保は脱退して、社会保険に加入しています。軽減対象になりますか。

産前産後期間中に川口市の国保に加入していて、産前産後期間に相当する国民健康保険税の賦課がある場合は、軽減対象となります。対象期間があるかはこちらで確認しますので、お問い合わせください。

軽減の届出後に川口市外へ引越すことになりました。どうなりますか？

産前産後の軽減対象期間中に川口国保を脱退する場合、川口市の国保加入期間相当分のみを対象として減額を再計算します。なお、転入先の自治体で国保に加入する場合は、再度届出が必要となる場合がありますので、転入先の自治体に確認してください。